

2023年3月20日

ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社代理人
弁護士 戸田 裕典 先生
同 鈴木 多門 先生

西村あさひ法律事務所
株式会社ナガホリ代理人
弁護士 太田 洋
同 佐々木 秀
同 瀬川 堅心

代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧贈写請求に関する回答

当職らは、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴職らに対して、貴職らが当社に対して送付された2023年3月16日付「代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧贈写請求書」（以下「本請求書」といいます。）に関して、以下のとおりご回答・ご連絡差し上げます。

まず、貴職らは、当社に対して、直接、貴職ら名義の本請求書を送付されていますが、当職らが、2023年3月16日に開催された当社の臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）に関し当社を代理していることは、既によくご案内であるはずであり、本請求書の送付は、弁護士職務基本規程52条に抵触するおそれがあるといわざるを得ません。

また、この点はひとまず撇くとしても、貴職らは、代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧贈写を要望されましたが、本請求書に基づく請求は、会社法310条7項及び同311条4項に基づくものであるところ、いずれも、会社法において、「請求の理由を明らかにしてしなければならない」と明示的に規定されています。

この点に関して、本請求書においても「請求の理由」と思しき記載が見受けられますが、2において「本総会では、いずれの決議事項についても拍手による採決方法がとられ、」と記載されており、本総会では投票用紙による投票方式にて採決を行ったという事実に明らかに反するものです。なお、本総会には、貴職らもご出席されており、採決方法については、十全にご認識であると存じます。したがって、このような事実誤認に基づく記載は、会社法が求める請求の理由とは言えないものと考えております。

さらに、本請求書中の2においては、「貴社に提出された委任状及び議決権行使書面を直接確認することに

より、委任による議決権の代理行使及び書面による議決権行使の有効性に疑義がないか、各議案に係る賛否の票数についての誤りがないか、ひいては、上記決議に瑕疵がないかどうかについて、十分に調査する必要があります」とも記載されておりますが、貴職らもご案内のとおり、本総会に係る招集の手続及び決議の方法が適法であることを、後日、客観的に明らかにすることを目的として、当社のみならず貴社も、会社法306条1項に基づく総会検査役の選任の申立てを行った結果、本総会には東京地方裁判所が選任した川村英二弁護士が総会検査役として出席されていたところです。当社といたしましては、本総会に総会検査役が出席され、且つ、議決権の集計にもお立ち会いになられていることを踏まえると、「提出された委任状及び議決権行使書面を直接確認することにより、委任による議決権の代理行使及び書面による議決権行使の有効性に疑義がないか、各議案に係る賛否の票数についての誤りがないか、ひいては、上記決議に瑕疵がないかどうかについて、十分に調査する必要」は全く認められず、貴社の本請求書中に記載されている「請求の理由」は不十分であるものと思料いたします。

以上のとおり、当社といたしましては、本請求書に基づく請求は、「請求の理由」と思しき記載があるものの、本総会に総会検査役が出席されていたことを踏まえていないばかりか、明白に誤った事実に基礎を置くもので、会社法が求める「請求の理由」の記載がないものと考えております。

このため、正しい事実関係に基づき、本総会に総会検査役が出席していたことも踏まえた上で、なぜ代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧贈答を請求なさるのか、その「請求の理由」を明らかにした上で、再度ご請求いただけますでしょうか。当社の今後の対応につきましては、貴社により改めてご請求を頂戴してから、検討の上、ご連絡申し上げます。

以上